

外国人雇用特区について【新たな規制改革の愛知県提案】

1 提案の趣旨

我が国の人口減少による労働力不足が懸念される中、今後とも産業の国際競争力を強化し、中長期的な企業の生産力の維持・向上を図るため、国家戦略特別区域での外国人労働者の受け入れ要件の拡充を提案する。

2 外国人労働者受け入れの拡充に関する愛知県提案

資格・能力を有する外国人の新たな在留資格による受け入れ

過去に「技能実習制度」を優秀な成績で修了した外国人や、それに相当する資格・能力を持つ外国人のうち、我が国の労働者として雇用されることを希望する者に、新たな在留資格「産業人材」を認め、我が国での就労・居住を許可する。

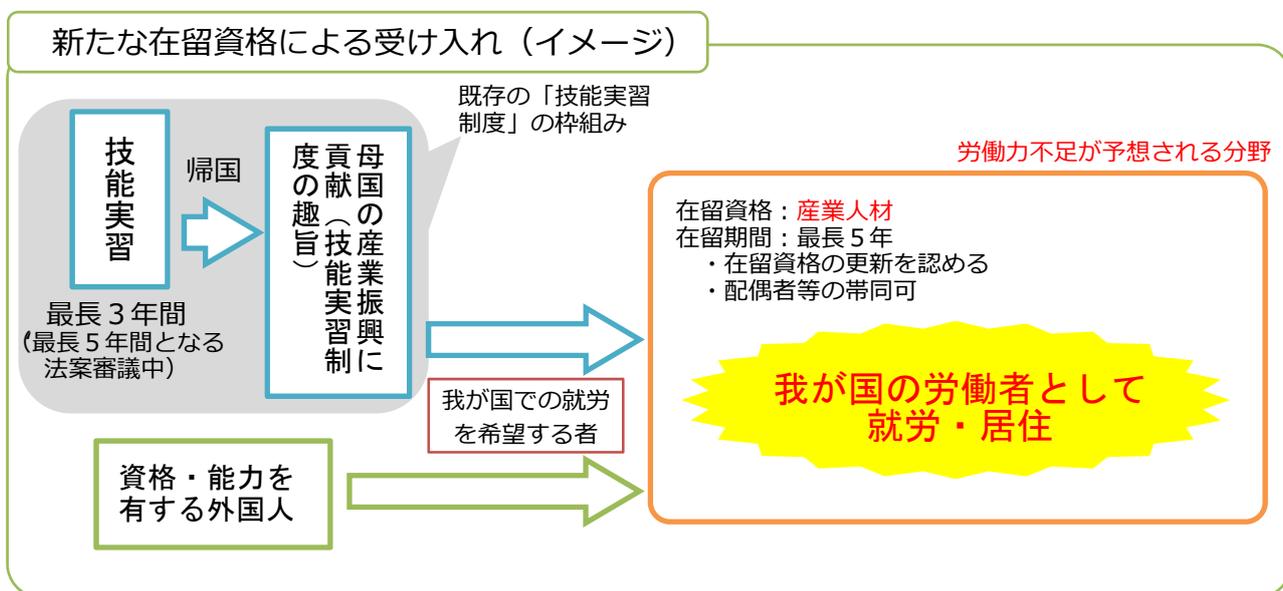
【対象となる外国人の要件及び受け入れ範囲】

- ①我が国において労働力不足が予想される分野*に関する資格・能力を有する者。
- ②技能検定3級合格やそれに類するレベルの資格・技能を有する者。
- ③高い日本語能力（日本語能力試験 N1 認定）を有する者（在留期間中に取得見込のある者を含む）。
- ④技能実習修了者については、帰国後1年以上経過している者。

※国家戦略特別区域会議の下に設置する「第三者監理協議会（別紙）」が、既存労働者の非自発的な離職が生じないようにするなど、国内労働者の雇用等に十分配慮し、分野及び受け入れ人数を検討し指定。

【受け入れ期間】

5年 …入管法第二条の二3項の定めに基づき、「外交」「公用」「高度専門職」及び「永住者」以外の在留資格で認められる最長の在留期間（=5年）を設定。
なお、本在留資格は更新を認め、配偶者等の帯同も認めることとする。



○本県提案による外国人受け入れの効果

- ①一定レベルの能力を持った労働力として、外国人を我が国に迎えることができ、我が国のグローバル化や外国人の活躍を促進することができる。
- ②技能実習生が、将来的な再入国や永住資格申請を視野に入れることで、技能実習期間における取組にも意欲的となる（技能実習生のレベルの向上にも寄与）。

3 国家戦略特区における外国人受け入れ体制

国家戦略特別区域会議が設置する第三者監理協議会を新たに設置し、適切な受け入れと、技能実習制度を上回る水準の監理を行う。

- ・外国人の受け入れは既存の技能実習制度の枠組みを活用し、事業協同組合等の監理団体を介して行う。
- ・第三者監理協議会は関係自治体、内閣府地方創生推進室、地方入国管理局、都道府県労働局、地方経済産業局などで組織し、監理団体の選定や監査指導等を行う。

4 受け入れ外国人に係る生活支援（愛知県実施案）

（1）外国人労働者の受け入れに向けた生活支援専門組織の設置

本県に受け入れた外国人やその家族等の生活支援を専門に行う「外国人労働者生活支援機構（仮称）」を設置し、早期適応研修の実施、研修後の生活支援をワンストップで実施。

（2）生活支援専門組織が行うサービス

ア 早期適応研修の実施

- ・日本で生活するうえで必要な事柄に対する理解を深めるための研修を実施。
- ・県内数カ所に研修施設を設置し、集中的な研修（1～3 か月程度）を実施。（滞在型受講も可）。
- ・研修は日本語教育、日本の習慣や生活マナー、医療・保険等の制度理解を中心に実施。
- ・研修費用の実費相当額は外国人受け入れ企業が負担。

イ 研修後の生活支援

①日本語教育の充実

継続的な日本語教育を実施する。（日本語教室の開催など）

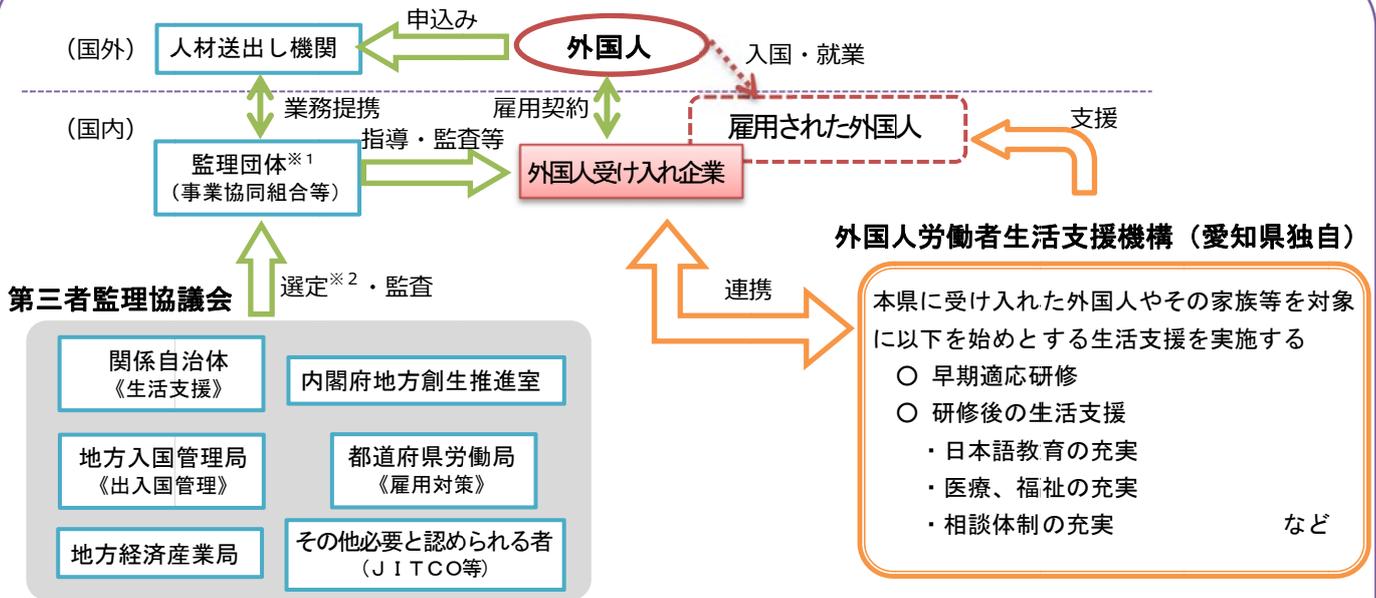
②医療、福祉の充実

多言語対応の診療施設と連携し、初期的な医療体制を整備する（健康相談、健康診断、初期治療の実施）。また、行政書士、社会保険労務士による失業保険、健康保険、労災保険等の手続き代行などを実施する。

③相談体制の充実

住居を始めとする生活面での悩み・トラブルに係る相談業務を実施する。

国家戦略特区外国人雇用監理及び生活支援体制（案）



※1 「外国人技能実習制度」において、実習生の受け入れを行っている団体を想定。
→商工会議所等、中小企業団体、職業訓練法人、農業協同組合等、公益法人 など

※2 国内労働者の雇用に十分配慮し、真に労働力不足が予想される分野を中心に、団体毎に監理体制を審査の上選定。